

(一社) 日本経済団体連合会からのご提案について

平成27年4月2日

国土交通省土地・建設産業局建設業課

1. ご要望について

(要望1) 建設業法における監理技術者等の請負金額基準の引き上げ

- ・技術者の専任を要する請負金額、監理技術者配置を要する下請金額は、これまでも改正を行ってきているところ

改正年度	専任 【請負金額】	監理技術者 【下請金額】
S63	1,500万円 (3,000万円)	2,000万円 (3,000万円)
H6 【現行基準】	2,500万円 (5,000万円)	3,000万円 (4,500万円)

※ () は建築一式工事の場合

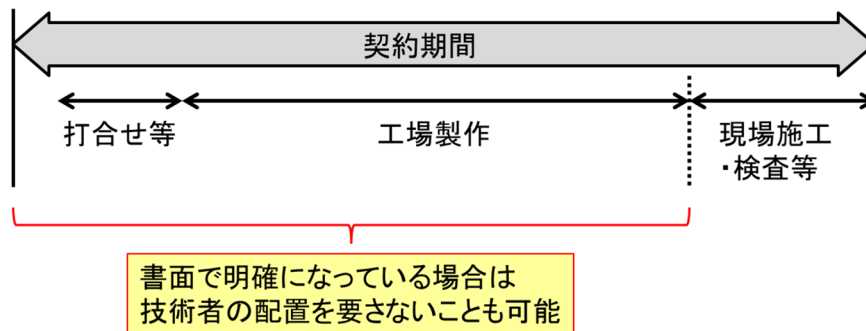
(要望2) 機器製作が大部分を占める工事における機器費の取扱いの見直し

<建設業法の趣旨等>

- ・技術者制度は発注者保護を目的としている
- ・建設業法においては、「重要な建設工事」に限り主任技術者等の専任を求めており、重要性の判断は金額で規定
- ・受注者は据付だけでなく機器の選定、調達を含めて適切に施工することを請負っており、その責任者が監理技術者
- ・監理技術者は、発注者から示された仕様に合致する機器を選定、調達し、それらを他工種との調整等を行ったうえで、適切に施工することが必要
- ・機器製作等の現場作業以外の費用が一定程度を占める工事としては、ポンプ場整備工事（ポンプ）、シールドトンネル工事（シールドマシン、セグメント）、鋼橋上部工事（鋼製桁）等、様々な工事がある
- ・更に、機器だけでなく資材についても同様の議論に波及する

<運用での対応>

- ・なお、現行においても発注者と受注者との間で書面により明確になっている場合は、契約締結日から工事開始日までの間は技術者の配置を要しないことが可能



(要望3) 工事現場の実態に応じた複数現場兼務の許可

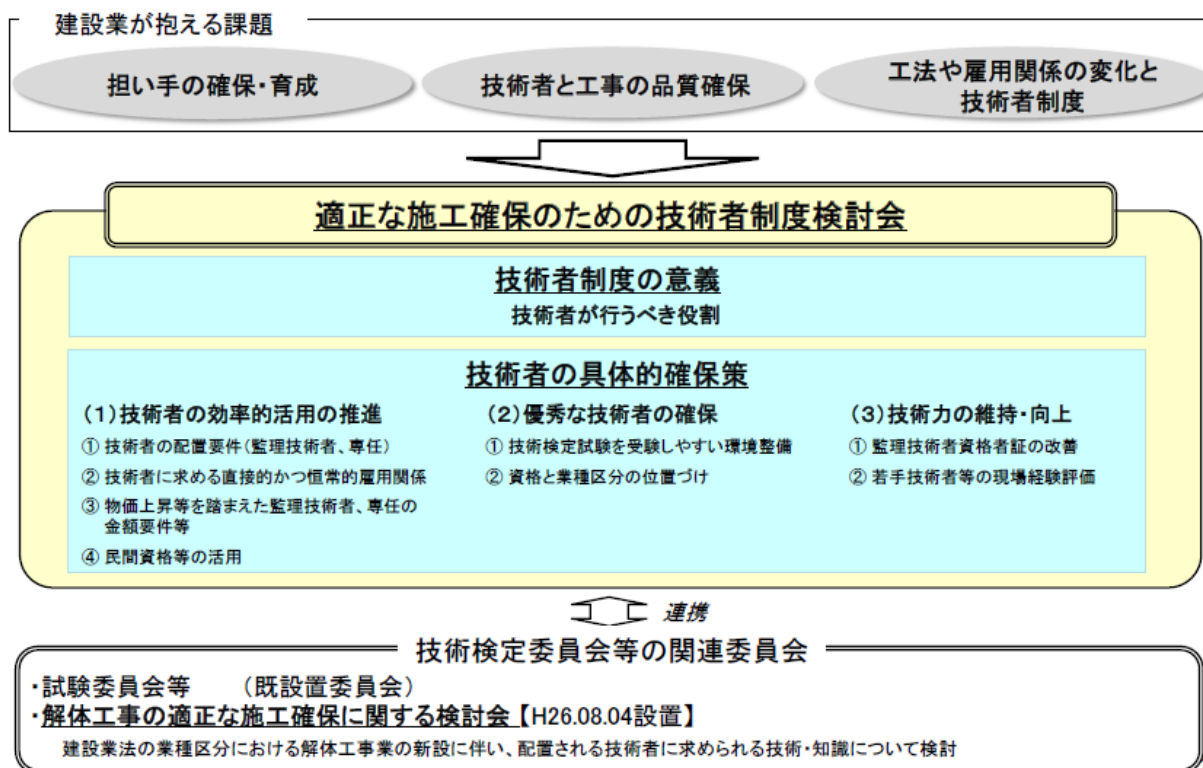
- ・ 監理技術者は元請企業のみ配置が必要
- ・ 下請企業は下請金額に関わらず主任技術者を配置
(Ex: 下請企業 10 社の場合、
現場には監理技術者 1 名、主任技術者 10 名が配置されている)
- ・ 建設工事では、工事途中での発注者からの変更要望や現場状況に応じて、監理技術者は現場の責任者として、適宜、発注者・設計者・下請業者等と協議・調整することが必要

2. 今後の予定

- ・ 現在、「適正な施工確保のための技術者制度検討会」(別紙参照)において、建設業の担い手の育成・確保等の観点から、技術者制度全般について検討を行っているところ

「適正な施工確保のための技術者制度検討会」

(1) 検討会の位置づけ



(2) 検討会の構成

座長：小澤一雅（東京大学教授）、他 学識者 5 名

(3) 検討会の開催経緯

- ①第1回（平成26年9月19日）
- ・本検討会の論点
 - ・技術者制度の意義
 - ・今後の検討項目
 - ・技術者の具体的確保策（審議事項）
- ②第2回（平成26年12月2日）
- ・技術者配置の実態（業界団体等へのヒアリング）
 - ・具体的改善策の検討
- ③第3回（平成27年2月26日）
- ・技術者配置の実態（業界団体等へのヒアリング）
 - ・技術者制度、技術検定試験について